

埼玉県弓道連盟会員の皆様

令和3年9月13日
埼玉県弓道連盟 役員会

新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について

埼弓連役員会は8月23日に当面様々な事業を延期・中止していただくよう会員のみなさまに要請いたしました。会員のみなさまのご協力にはあつく感謝申し上げます。

この間、新型コロナウイルス（COVID-19）の新規感染者数は8月下旬以来徐々に減少傾向にありますが、ほぼすべての指標でレベル4が続き、なかでも医療機関の逼迫は依然として厳しい状況です。こうした事態を受けて埼玉の緊急事態宣言も9月30日まで延長されました。今後の推移は予想が難しく、ワクチン接種・治療薬の開発が進む一方で冬場にかけて再び感染拡大が起こるとの報道もあります。

こうした状況に鑑み、埼弓連役員会として各支部・各道場に所属するすべての埼弓連会員のみなさまに改めて以下の要請を行います（参考として役員会で決定した「事業実施における判断基準」をお送りします）。

今後もみなさまのご協力によって埼弓連会員の安全を守り、あわせて競技団体としての社会的責任を果たしていきたいと考えます。会員のみなさまのご協力をお願い申し上げます。

- 1、9月末までは、支部・道場の事業を延期・中止すること
- 2、9月末までは、弓道教室・○○祭等、埼弓連会員以外の方が集まる事業を延期・中止すること
- 3、9月末までは、有志による弓道勉強会、研究会等の集まりを延期・中止すること
- 4、10月1日以降は、お送りする「事業実施における判断基準」に基づき、支部・道場の事業（上記1～3）実施の可否を判断すること
- 5、弓道稽古の場では埼弓連ガイドラインを厳守すること。
- 6、事業が実施され参加する場合には密閉・密集・密接のうちのひとつでも生じないよう各自が注意し行動すること。なお、自身の健康状態に不安がある場合は勇気を持って事業参加を見送ること。
- 7、弓道場以外の場であっても感染予防に万全を期すこと。日常的にマスク着用・手洗い・うがいなど基本的感染予防対策を実行するとともに、やむを得ない場合を除き不特定多数が集まる場所に行くことはできる限り避けること。
- 8、万一、新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者となった場合は速やかに道場責任者に連絡し保健所の指示に従うこと。道場責任者は支部長を通じ埼弓連に連絡すること。

今後も新型コロナウイルスとの戦いは続いていきます。そして現在はワクチンと治療薬が普及するまでの今一段の頑張りが必要な段階です。埼弓連会員のみなさまのご協力をお願いするとともに、会員のみなさま、ご家族のみなさまの健康をお祈り申し上げます。

以上